

山形広域環境事務組合一般職の職員等の旅費に
関する条例施行規則

〔平成4年3月〕
共衛規則第7号

改正 平成7年3月山広環規則第6号 平成13年3月山広環規則第3号
平成15年5月山広環規則第3号

山形広域環境事務組合一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和43年共衛条例第8号）の施行に関し必要な事項については、山形市一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和29年山形市規則第8号）の規定を準用する。

この場合において、同規則の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（平7規則6・平13規則3・平15規則3・一部改正）

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年3月改正）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 （平成13年3月改正）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 （平成15年5月改正）

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。